

発議第 14 号

川上ダム建設事業の推進に関する意見書（案）の提出について

川上ダム建設事業の推進に関する意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 25 年 9 月 27 日提出

提出者 伊賀市議会議員

嶋岡 壯吉

赤堀 久実

上田 宗久

木津 直樹

田山 宏弥

前田 孝也

記

川上ダム建設事業の推進に関する意見書（案）

伊賀市（木津川上流地域）は、過去より幾度となく水害に悩まされていることから、先達は治水対策として、狭窄部である岩倉峡の開削を要望してきました。しかし、狭窄部の開削は下流地域都市部の洪水リスクを高めることから、上野遊水地、川上ダム及び木津川上流域の河道掘削で対応するとの治水事業を苦渋の上で選択された経緯があります。

川上ダム建設事業は、昭和42年4月に旧建設省による予備調査が開始されて以降、紆余曲折を経て、平成11年10月に事業実施計画（変更）認可がなされ、平成13年2月から淀川水系流域委員会で議論が始まる中、旧青山町議会及び旧上野市議会において関係団体と共に、国等関係機関に建設促進の要望活動を行ってきました。平成16年11月に伊賀市が誕生して以降も、平成18年4月から翌年5月まで議会で特別委員会を設け促進に向けた調査研究を行うとともに、川上ダム事業の早期着手、早期完成の要望活動をしてきたところです。

川上ダム建設事業は、淀川水系流域委員会で7年余り議論され、平成21年4月に閣議決定された「淀川水系における水資源開発基本計画」及び、平成23年2月に変更認可された「川上ダム建設事業に関する事業実施計画」において、工期が平成27年度までと位置づけられました。

しかし、先の民主党政権において「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換で検証の対象とされ、国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構に設置された「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、今もなお事業の検証に係る検討がなされています。

一方、利水面からは安定的な水源の確保に、川上ダムからの受水を前提として、三重県企業庁が実施してきた「伊賀水道用水供給事業」を、平成22年4月に伊賀市が継承しております。そのような中、現在は暫定豊水取水に依存せざるを得ない状況であり、さらに浄水場の稼働率も約6割と低い状況となっております。川上ダムが未完成の中で、安定的な取水量の確保のために問題があると認識しており、川上ダムの早期完成が残された大きな課題となっております。

伊賀市の住民にとって、安心して暮らすため、治水・利水対策は大変重要であり、早急な対策の実現を必要としております。特に、川上ダムの建設は、治水対策と伊賀水道用水の安定供給を図るため絶対必要です。既に、平成15年度には川上地区（40戸）の移転が

完了し、用地も 99%取得済みとなっており、本体工事の準備工事となる仮排水路トンネル工事も平成 23 年 1 月に完成しております。

つきましては、川上ダム事業の検証を速やかに終了させ、早期完成いただきますよう切にお願いするものです。

なお、単独の利水者として、現計画以上の費用が生じないよう、事業費の更なる縮減をお願いいたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 9 月 27 日

三重県伊賀市議会

財務大臣

国土交通大臣

独立行政法人水資源機構理事長

三重県知事 宛

発議第 15 号

議案第 99 号 平成 25 年度三重県伊賀市一般会計補正予算（第 3 号）に対する
附帯決議（案）について

下記の決議（案）を、伊賀市議会会議規則第 14 条の規定により提出する。

平成 25 年 9 月 27 日提出

提出者 伊賀市議会議員

田山 宏弥

赤堀 久実

市川 岳人

嶋岡 壯吉

福岡 正康

福田 香織

森川 徹

生中 正嗣

上田 宗久

近森 正利

中井 洸一

木津 直樹

北出 忠良

前田 孝也

岩田 佐俊

安本 美栄子

中岡 久徳

記

議案第 99 号 平成 25 年度三重県伊賀市一般会計補正予算（第 3 号）に対する
附帯決議（案）

平成 26 年に芭蕉翁生誕 370 年という節目を迎えるにあたり、芭蕉翁の「生誕地伊賀市」を情報発信するために、さっぽろ雪まつり協賛金などの予算が計上されているが、市民を巻き込んだ議論の中から発生したものとは言いがたく、さらには費用対効果等の説明も不十分であると指摘せざるを得ない。

今後、「松尾芭蕉を核とした地域づくり」を全市的な取り組みとして進めていくためにも、取り組みに対する市民の理解、協力が不可欠である。

よって、下記事業については、新市一体化の事業として、市民参画による全市的な議論が必要と考え、それまでの間、予算執行を凍結することを求める。

記

- 1 議案第 99 号 平成 25 年度三重県伊賀市一般会計補正予算（第 3 号）
第 1 条 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 8 目芭蕉顕彰費
細目 909 芭蕉翁生誕 370 年記念事業
細々目 51 芭蕉翁生誕 370 年記念伊賀市情報発信事業 8,010,000 円

発議第 16 号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）の提出に
ついて

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）を次のとおり提出し
ようとする。

平成 25 年 9 月 27 日提出

提出者 伊賀市議会議員

上田 宗久

赤堀 久実

木津 直樹

田山 宏弥

前田 孝也

安本 美栄子

記

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。

これまで平成 16 年の三位一体改革や平成 22 年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきましたが、改革によるこの制度への影響を今後も注視する必要があります。

昭和 25 年に地方自治を進めるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化されましたが、その後、児童一人あたりの教育費に約 2 倍の地域間格差が生じた結果、昭和 28 年に義務教育費国庫負担制度は復活しました。しかし昭和 60 年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化が推し進められ、平成 18 年からは国庫負担率が 3 分の 1 に縮減されています。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源の中に組み込まれています。しかし、地方財政が厳しくなり、昭和 60 年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率(措置率)が年々低下しています。平成 19 年度における措置率の全国平均は 65.3%（三重県 49.0%、東京都 164.8%、秋田県 26.9%）となっており、地域間格差も広がっています。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 9 月 27 日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛

発議第 17 号

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書（案）
の提出について

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 25 年 9 月 27 日提出

提出者 伊賀市議会議員

赤堀 久実

上田 宗久

木津 直樹

田山 宏弥

前田 孝也

安本 美栄子

記

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める
意見書（案）

三重県では、平成 15 年度から小学校 1 年生の 30 人学級（下限 25 人）が実施されており、その後も小学校 2 年生の 30 人学級（下限 25 人）、中学校 1 年生の 35 人学級（下限 25 人）と他学年への弾力的運用等、拡充しています。少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちが活躍する場が増えて、ますます意欲的になった」「子どもの話をじっくり聞くことができる」等の保護者、教職員の声があり、大きな成果をあげています。

一方、国においては、平成 23 年 4 月の「義務標準法」改正により、小学校 1 年生の 35 人以下学級が実現し、平成 24 年には、法改正による引き下げではないものの、小学校 2 年生への実質的な拡大が実現しました。しかし、平成 25 年度は、文部科学省が平成 24 年 9 月に策定した「新たな教職員定数改善計画案」に基づき概算要求がなされたものの、新たな学年への 35 人学級の拡充は措置されませんでした。また、教育課題に対応するための定数改善も不十分です。

平成 22 年における日本の教育機関に対する公財政支出の対 GDP 比は 3.6%で、経済協力開発機構（OECD）加盟国中、データ比較が可能な 30 カ国において、4 年連続で最下位でした。今回は平成 22 年度から実施されている「高校無償化」が初めて反映された数値でしたが、加盟国平均の 5.4%に遠く及びませんでした。平成 25 年 6 月に閣議決定された第 2 期教育振興基本計画でも、同年 4 月の中央教育審議会答申から後退し、「OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし」という表現にとどめられました。

山積する教育課題の解決を図り、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にしたい教育を進めるためには、学級編制基準の更なる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要です。

以上のような理由から、子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を行うよう要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 9 月 27 日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛

発議第 18 号

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）
の提出について

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 25 年 9 月 27 日提出

提出者 伊賀市議会議員

木津 直樹

上田 宗久

田山 宏弥

前田 孝也

安本 美栄子

記

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める
意見書（案）

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。

平成23年度文部科学白書は、「社会のセーフティネットとしての教育の重要性がますます高まっている」として、誰もが充実した教育を受けられるよう、子どもや保護者の経済的負担に対して社会全体で支えていくことの重要性を指摘しています。

一方、平成22年度における、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は9.3%であり、経済協力開発機構（OECD）加盟国32カ国中31位となっています（OECD平均13.0%）。他方、日本のすべての教育支出に占める私費負担の割合は29.8%で、OECD平均の16.4%を大きく上回っています。

このような中、「高校無償化」をはじめ、「奨学金の改善」「就労支援の充実」等の施策が進められてきました。平成24年には、高校生に対する奨学金事業について、低所得世帯や特定扶養控除見直しによる負担増に対応する制度改正が行われました。また、平成25年6月19日には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、国及び地方公共団体は「就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」とされました。

しかし、保護者の負担が十分に軽減されたわけではありません。就学援助を受ける子どもは年々増加を続け、平成23年度は全国で157万人（15.6%）となっています。三重県においても17,197人（11.1%）で、約9人に1人となっています。高等学校段階においては、授業料は無償となったものの、入学料・教材費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題です。そのため、現行の「高校無償化」制度の堅持をはじめ、「給付型奨学金の創設」等、一層の支援策が求められています。

以上のような理由から、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月27日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛

発議第 19 号

防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める
意見書（案）の提出について

防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書（案）を
次のとおり提出しようとする。

平成 25 年 9 月 27 日提出

提出者 伊賀市議会議員

田山 宏弥

赤堀 久実

上田 宗久

木津 直樹

前田 孝也

安本 美栄子

記

防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を 求める意見書（案）

平成24年8月29日、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、第2次報告として、南海トラフで発生する巨大地震による津波高および浸水域等の推計結果を公表しました。これによると、三重県鳥羽市では津波が最大27m、尾鷲・熊野市では最短4分で第一波が到達などとなっています。また、最大の死者数は約43,000人とされ、三重県が平成17年にとりまとめた想定約4,800人を大きく上回るものとなりました。平成25年5月28日に国の中央防災会議の作業部会が発表した南海トラフ巨大地震対策の最終報告では、ハード面の整備に加え、防災教育をはじめとする「事前防災」等の対策を具体的に実施すべきとしています。

このような中、三重県では学校の耐震化が着実に進められており、平成25年4月現在の耐震化率は小中学校が97.5%、高校は99.3%、特別支援学校は100%となっています。また、学校防災機能を強化するために、防災用毛布等の備蓄や防災機器の整備等が進められています。

一方、平成24年9月4日、文部科学省は「学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けて（中間まとめ）」を公表し、公立学校施設の屋内運動場等の天井等の総点検を可能な限り平成25年度中、遅くとも平成26年度までに、落下防止対策については平成27年度までの速やかな完了を要請しています。また、三重県教育委員会の調査によると、平成25年2月現在、公立小中学校と県立学校のうち、校内の備品等転倒落下防止対策が「できている」「おおむねできている」は72.1%、校内のガラス飛散防止対策が「できている」「おおむねできている」は35.7%となっており、「非構造部材」の対策は遅れています。

学校は、子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点です。災害時には県内の公立学校の91.9%が避難場所となる等、重要な役割を担っています。その安全確保は極めて重要であり、当面、早期の耐震化率100%達成が急がれます。また、学校・家庭・地域が連携して災害から子どもを守る必要があり、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

さらに、近年、登下校中における交通事故や傷害事件、不審者による声かけやつきまとい等、子どもたちが被害者となる事案があとを絶ちません。三重県は「学校安全推進事業」を実施し、子どもの防犯意識、危険予測、回避能力を高めるための実践的な防犯教育の取

り組みを進めていますが、子どもたちの安全・安心の確保にむけ、学校内外で子どもの命や安全をどう守るか、総合的な学校安全対策を充実させなければなりません。

以上のような理由から、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策を行うよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月27日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（防災） 宛

発議第 20 号

台風 18 号による被害を踏まえ木津川流域の速やかな治水対策を求める
意見書（案）の提出について

台風 18 号による被害を踏まえ木津川流域の速やかな治水対策を求める意見書（案）を
次のとおり提出しようとする。

平成 25 年 9 月 27 日提出

提出者 伊賀市議会議員

百上 真奈

稲森 稔尚

記

台風 18 号による被害を踏まえ木津川流域の速やかな治水対策を
求める意見書（案）

平成 25 年 9 月 15 日から 16 日にかけて本市を襲った台風 18 号による被害は、河川の氾濫をもたらし、道路の決壊や住宅や農地への浸水をはじめ市民生活に大きな影響を及ぼしました。そもそも過去幾度となく水害に悩まされてきた住民にとっては、その記憶がそのままよみがえり、夜も安心して眠りにつけない日々を強いられてきました。これまでの本市における河川改修や浚渫は不十分なものであり、そのことが被害を拡大させたと言わざるを得ません。

よって本市議会は、流域に暮らす住民の生命、財産を水害から守り、安心した暮らしを確保しなければならないとの決意のもと、昨年の台風 17 号及び今年の台風 18 号による被害を踏まえた緊急性の高い課題として、上野遊水地の早期完成及び内水対策、島ヶ原地域の堤防嵩上げ、木津川ほか服部川、柘植川の浚渫、その他流域の堤防強化等の治水対策の速やかな実施を強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 9 月 27 日

三重県伊賀市議会

財務大臣

国土交通大臣

国土交通省近畿地方整備局長

三重県知事 宛